

「嬉野市未来技術社会実装の実現に向けた調査業務委託」仕様書

1. 要旨

本仕様書は、嬉野市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する嬉野市未来技術社会実装の実現に向けた調査業務委託（以下「本業務」という。）について、示すものであり、本業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

2. 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 乙は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 乙は、本業務の実施に当たり、甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 乙は、本業務の実施に当たり、本業務に関連する最新の情報の収集と、本業務への反映に努めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (5) 乙は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

3. 業務内容

- ① コロナ禍における嬉野市の目指す将来像と地域の解決すべき課題の把握
- ② 未来技術の社会実装に向けた事業内容の検討
- ③ 事業により期待される効果と地方創生への寄与の把握・整理

4. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は業務完了届を甲に提出するものとする。

5. 成果品検査

乙は本業務の完了後、成果品を提出し甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

6. 成果品

- (1) 成果品は、製本及び電子媒体による。
- (2) 製本による報告書は、原則としてA4縦型、左綴じ製本とし、カラー刷りとする。
- (3) 製本による報告書は、2部提出すること。

(4) 電子媒体による報告書は、CD-Rに業務名称を印刷して、1部提出すること。

7. 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て甲の管理及び帰属とし、乙は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。